

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第7号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表総務部の部総務課の項中「，拠点整備係長」を削り，同表技術監理室の部監理課の項中「管理係長」の右に「，拠点管理係長」を加え，同条第4項の表水道管路管理センターの部北部配水管理課の項係の名称の欄中「漏水修繕係」の右に「，水道管路技術継承係」を加え，係長の職名の欄中「漏水修繕係長」の右に「，水道管路技術継承係長」を加え，同条第5項の表を次のように改める。

事業所の名称	課又は支所の名称	係の名称	係長の職名
鳥羽水環境保全センター	調整課	事務係，技術係	事務係長，技術係長
	水処理第1課	施設係，処理係	施設係長，処理係長
	水処理第2課	施設係，処理第1係， 処理第2係	施設係長，処理第1係長， 処理第2係長
	汚泥処理課		施設係長
	吉祥院支所		施設係長
きた下水道管路管理センター			事務係長，管理第1係長， 管理第2係長，管理第3係長， 技術係長
みなみ下水道管路管理センター			事務係長，管理第1係長， 管理第2係長，技術係長
ポンプ施設事務所			
下水道建設事務所			事務係長，管路第1係長， 管路第2係長，施設係長， 設備係長
伏見水環境保全セ			施設係長

ンター			
石田水環境保全セ ンター			施設係長

第1条第9項を次のように改める。

9 みなみ下水道管路管理センターに山科支所を置き、京都市山科区榊辻草海道町35番地2に設置する。

第1条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同条第6項第12号中「伏見区桃山町丹下13番地2」を「南区上鳥羽鉾立町11番地3」に改め、同項第15号中「伏見区桃山町丹下14番地10」を「南区上鳥羽鉾立町11番地3」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 施設マネジメント推進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を編成する。

第2条第4項中「管理者」を「京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

7 プロジェクトチームにチームリーダーを置く。

8 プロジェクトチームにサブリーダーを置くことがある。

第3条第11項を同条第13項とし、同条第10項の次に次の2項を加える。

11 チームリーダーは、管理者の命を受け、プロジェクトチームの担当する事務を処理し、プロジェクトチームを構成する職員（以下「チーム員」という。）を指揮監督する。

12 サブリーダーは、チームリーダーを補佐する。

第4条に次の1項を加える。

4 次長は、所属職員のうちから、チーム員となるべき者を定める。

第6条総務課の項中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号を第22号とし、第24号を第23号とし、同条お客さまサービス推進室の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条監理課の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、第19号中「本庁舎」を「総合庁舎」に改め、同号を同項第18号とし、同項第20号から同項第23号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条営業所の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条下水道管路管理センターの部北部配水管理課及び南部配水管理課の

款漏水修繕係の項の次に次の1項を加える。

水道管路技術継承係（北部配水管理課に限る。）

- (1) 水道管路の維持管理に係る技術継承に関すること。
- (2) 水道技術研修施設を活用した研修に関すること。
- (3) 水道管路の維持管理に関すること。

第11条きた下水道管路管理センターの部及びみなみ下水道管路管理センターの部を次のように改める。

きた下水道管路管理センター及びみなみ下水道管路管理センター

- (1) 取付管、公共ます及び宅地内排水ポンプ施設（以下「取付管等」という。）新設工事（下水道建設事務所所管の工事を除き、1件1,000,000円以下のものに限る。以下同じ。）の請負契約に関すること。
- (2) 1件1,000,000円以下の取付管等維持工事、雨水ます工事及び小規模工事（京都市水路等管理条例に規定する水路等（市長から受任したものに限る。以下「水路等」という。）の修繕工事を含む。）の請負契約に関すること。
- (3) 取付管等及び排水設備の清掃の費用並びに工事負担金の調定及び徴収に関すること。
- (4) 取付管等新設工事の費用の調定及び徴収に関すること。
- (5) 下水道分担金の調定及び徴収に関すること。
- (6) 公共下水道施設（終末処理場及びポンプ場を除く。以下同じ。）の維持管理に関すること。
- (7) 取付管等及び排水設備の清掃に関すること。
- (8) 取付管等新設工事の設計、施行及び監督に関すること。
- (9) 取付管等新設工事の費用の決定に関すること。
- (10) 取付管等新設工事の検査に関すること。
- (11) 取付管等維持工事、雨水ます工事及び小規模工事の設計、施行、監督及び検査に関すること。
- (12) 水路等の維持管理に関すること。
- (13) 排水設備の改善指導に関すること。
- (14) 下水道法による行為の許可及び都市計画法による開発行為の協議並びに当該許可又は協議に伴う下水道施設等の検査に関すること。
- (15) 排水設備の技術指導に関すること。

- (16) 公共下水道施設の維持工事並びに受託工事の設計, 施行, 監督及び検査に関する事。
- (17) 公共下水道施設の建設改良工事(下水道建設事務所所管に属するものを除く。)の設計, 施行, 監督及び検査に関する事。
- (18) 私道内下水道の整備に関する事。
- (19) 水路等の改良工事に伴う設計, 施行, 監督及び検査に関する事。

第11条みなみ下水道管路管理センター支所の部中「支所」を「山科支所」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第8条監理課の項第18号の改正規定 令和4年5月6日
- (2) 第1条第7項第12号及び第15号の改正規定 令和4年5月9日

(上下水道局総務部職員課)